

伊東市告示第 6 8 号

伊東市感震ブレーカー設置費補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 3 月 2 6 日

伊東市長 小 野 達 也

伊東市感震ブレーカー設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 市長は、大規模地震発生時における通電火災の発生を住民等自らが防止することにより、被害の減少及び地域防災力の向上を図るため、感震ブレーカーを設置する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、伊東市補助金等交付規則（昭和 3 9 年伊東市規則第 1 1 号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、感震ブレーカーとは、一般社団法人日本配線システム工業会が定める感震機能付き住宅用分電盤（J W D S 0 0 0 7 付 2）の規格に適合する構造及び機能を有する機器をいう。

(補助金の対象者)

第 3 条 補助金の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、伊東市暴力団排除条例（平成 2 4 年伊東市条例第 1 9 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者は、対象としない。

- (1) 所有する市内の建物に感震ブレーカーを設置しようとする者
- (2) 使用する市内の建物に、当該建物の所有者の承諾を得て、感震ブレーカーを設置しようとする者
- (3) 市内に建物を新築し、当該建物に感震ブレーカーを設置しようとする者

(補助対象経費)

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、感震ブレーカーの設置に要する経費のうち、感震ブレーカーの購入費及び設置工事に要する経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額及び補助率は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第3条第1号及び第2号の規定に該当する者に対する補助額は、感震ブレイカー1基につき補助対象経費の3分の2とし、5万円を限度とする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- (2) 第3条第3号の規定に該当する者に対する補助額は、感震ブレイカー1基につき1万円とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、感震ブレイカーを設置する日の14日前までに、伊東市感震ブレイカー設置費補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 感震ブレイカーを設置しようとする建物が市内に所在しており、当該建物を所有又は使用していることを確認できる書類
- (2) 感震ブレイカーの設置予定場所が確認できる写真又は図面
- (3) 補助対象経費を確認することができる書類の写し
- (4) 設置しようとする感震ブレイカーの種類が確認できる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、必要に応じて現地調査等を行った上でその内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに規則第6条に定める補助金等の交付決定額通知書により、当該申請者に通知しなければならない。

(交付の条件)

第8条 市長は、補助金の交付決定に当たり、次に掲げる条件を付する。

- (1) 補助金は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
- (2) 補助事業の廃止又は内容を変更するときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了しないとき又は遂行が困難となったときは、市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業の収支に関する領収書等関係書類を整理し、これらの書類を補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保管しなければならないこと。
- (5) 補助事業の事業運営、経理の状況を調査し、不適当と認めたときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命じる。

- (6) 事業完了後、第 11 条で定める実績報告書を市長に提出すること。
- (7) 規則及び伊東市感震ブレーカー設置費補助金交付要綱に基づく市長の指示に従うこと。

(請書)

第 9 条 第 7 条の規定により交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに規則第 8 条に定める請書を市長に提出しなければならない。

(変更等の承認申請)

第 10 条 交付決定者は、第 6 条の申請内容を変更しようとするときは、あらかじめ伊東市感震ブレーカー設置費補助金変更（廃止）申請書（第 2 号様式）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、伊東市感震ブレーカー設置費補助金交付変更（廃止）承認通知書（第 3 号様式）により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第 11 条 交付決定者は、感震ブレーカーの設置が完了したときは、その完了の日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、伊東市感震ブレーカー設置費補助金実績報告書（第 4 号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 感震ブレーカーの設置が完了したことを示す写真
- (2) 補助対象経費に係る領収書等の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第 12 条 市長は、前条の規定による実績報告書を受領したときは、必要に応じて現地調査等を行い、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、規則第 13 条に定める補助金等の確定通知書により、交付決定者に通知しなければならない。

(請求の手続)

第 13 条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、速やかに伊東市会計規則（昭和 63 年伊東市規則第 1 号）に定める請求兼領収書を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第 14 条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付条件その他関係法令に違反したとき。

(委任)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。